

身体障害者補助犬法案（第一百五十三回国会衆第二八号）（衆議院提出）要旨

本法律案は、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するため、身体障害者補助犬の訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等の管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

この法律において「身体障害者補助犬」とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

二、訓練事業者の義務

身体障害者補助犬の訓練事業者は、医療提供者、獣医師等との連携を確保しつつ、身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。

三、施設等における身体障害者補助犬の同伴等

1 国等が管理する施設等、公共交通機関、不特定多数の者が利用する民間施設については、管理者は、

身体障害者補助犬の同伴等を拒んではならない。また、民間の事業所、民間住宅の管理者は、身体障害者補助犬の使用を拒まないよう努めなければならない。

2 身体障害者は、施設等の利用等を行う場合において、同伴する身体障害者補助犬が、自らのために訓練された身体障害者補助犬である旨を明らかにするための表示をしなければならない。

#### 四、身体障害者補助犬に関する認定

指定法人による同伴に係る身体障害者補助犬に必要な能力の認定制度を創設する。

#### 五、施行期日

この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、二のうち、介助犬及び聴導犬の訓練事業者の義務に関する規定は平成十五年四月一日から、三の1のうち、不特定多数の者が利用する民間施設に係る身体障害者補助犬の同伴に関する規定は平成十五年十月一日から施行する。